

比較法的考究方法の本性およびその適用範囲

ヴェ・ペ・カジミルチューク

直川誠蔵 訳

一 比較法的考究方法を精査することの理論的重要性と実践的有意義性

ソビエト法律文献において比較考究方法の問題は、これまでほとんど専門的な研究の対象となっていなかった。このテーマをとり扱った研究論文は何一つない。国家・法の一般理論の教科書においてさえ、この方法については何も述べられていない。ところが、この問題は、大きな理論的・実践的有意義性をもっている。

法の比較研究の諸問題を理論的側面から精査することの重要性は、それが法学の独立の方法としてとくに分別されており、諸方法の体系の中で特別の地位を占め、またその他の認識手法（たとえば、比較歴史的的手法）の形成の基礎となっており、

もしくはその他の手法（たとえば、具体的社会学的手法）と共に適用されて成果をあげていることによって規定されている。

比較方法を全面的に精査することは、この方法をあらゆる法体系（それらの社会的本性にかかわらず）およびあらゆる法学に対して普遍的な、支配的方法にしようとする各種の現存する試みが、方法的に欠陥の多い諸結論の基礎となっていることのゆえにも意義を獲得する。比較考究方法を法学の全部門および世界の全法体系に対して普遍的なものにしようとするこのような試みは、若干のブルジョア法律家によって執拗に企てられている。

比較考究方法は、法的考究の弁証法を正しく理解してこそ、はじめて法学に対して効果的に役立つ。

比較考究方法は、ソビエト立法法の一層の完成化、ことに、ソ

ビエト立法の体系化という任務の解決において少なからず重要な役割を果たす。というのは、それは、たとえば、立法の法典化の基本的諸形態（ことに、連邦的立法の基礎と共和国的立法）の間に生じるくいちがいのような諸問題を解決する道を指し示したり、法典化事業の方向の正しさを実践的に検証したり、また立法の法典化のよりよい諸形態を発見してえらびとったりする等々のことを可能にするからである。

マルクスレーニン主義的方法論は、部分的方法の一つとしての、社会学〔Социология〕における比較研究方法の重要な意義を認める。マルクスレーニエングルスの指摘によれば、比較は、理論的一般化の手段として、合理的な方法の主要な条件の一つである。

レーニンは次のようなことを書いている。さまざまな国家の政治的、経済的、社会文化的生活の個々の側面の発展および本質を総合的に分析することは——それはマルクスをして社会経済構成体概念を定式化することを可能ならしめたのであるが——社会学を科学の水準にまで高める可能性を与えた。それは、社会現象の記述から、資本主義諸国を相互に区別する特徴を取りさつて、それらすべてに共通するものを示す、厳密に科学的な分析に移行する可能性を与えた、と。この方法の本質についてレーニンは次のように書いた。この方法の適用はある事

実を他の事実と「比較し対照する」ことを義務づけた、と。

国家と法の諸問題の考究において、マルクス・レーニン主義の創始者たちは比較方法を用い、相異なる国家的・法的諸体系の対照に依拠して自らの結論と概括を基礎づけた。エンゲルスの古典的著作『家族、私有財産および国家の起源』、レーニンの著作『ロシアにおける資本主義の発展』、『国家と革命』、『国家について』その他のような、国家と法の発展における一般的なもの、典型的なもの、基本的なものを証明するために比較考究方法が用いられた著作の名をあげることができる。

社会経済構成体のマルクス主義的理解は、個別的なもの、特殊なものを分析することばかりでなく、この個別的な現象を一つの類型、しかも社会諸関係の具体的な類型、に帰着せしめることをも要請する。このようにして、社会諸関係の一定の歴史的類型の枠内における共通点および相異点をあきらかにすることが法の考究の任務である。諸関係の類型、すなわち社会経済構成体のマルクス主義的理解は、恣意的なものではなく、事物の客観的行程、客観的現実に照応している。この点に、マルクス主義の方法論と、学者自身の構想に従って諸関係の図式を恣意的に組み立てることのできるブルジョア法学方法論との根本的相異がある。そこで、ブルジョア比較主義法律学者のさまざまな見解における一般的傾向をとりあげてみるならば、彼らのう

ちの大部分がたとえば、アングロサクソン法、ローマ法〔系〕、ムスリマン法等々に、法類型を区分している、すなわち、法類型がその外的形態の側面から規定されていると確信することは困難でないであろう。ブルジョア比較主義者の論著において、社会主義的法類型と資本主義的法類型との相異の科学的分析を見出すことはできない。「また」あれこれの社会現象を恣意的に諸類型に分類することが、ソビエトの現実を誹謗する目的に役立つことがまれない。比較法学は、ブルジョア比較主義法律家たちが反共的・反ソ的思想をその中に詰め合わせて差し出すところの形態となつていることがまれないことは、この点からはつきりしている。

共産主義イデオロギーの思想的富に対して何らの積極的理想を対置しえないために、ブルジョア・イデオログとブルジョア法律家は一連の捏造と中傷に訴えざるをえない。現実の事実を公然と歪曲する、ブルジョア法律家たちの一連の著作の出現は、まさにこのことによつて説明される。このタイプに属しているのは、ソビエト法の「専門家」たち、ヴェ・グソフスキー、カ・グルジボフスキー、ベ・マイスネル、エル・マウラツハその他、の著作であるが、彼らのソビエト民主主義と法についての作り事はソビエトの法学文献において一度ならず暴露されてゐる。

比較法学の分野におけるあれこれの考究の眞の動機を明らかにすることは重大な意義をもっている。というのは、これを明らかにすることが、これらの著作の方向性をも、事実のあやまりおよび故意の歪曲の原因をも確定することを可能にするからである。たとえば、コロンビア大学教授ジョン・ハザードは『ソビエト社会における紛争の解決』において、歴史的発展におけるソビエト裁判制度の考究を試みているが、その際、ハザードは、その発展そのものがあるべきとされた限界にとどまるものとする。ハザードの説の本質は次の点にある。すなわち、ソビエト権力の存在の全期間にわたるソビエト裁判所の活動は、革命前のツァーリの裁判がそれに依拠し、また現代ブルジョア裁判制度を貫いている、あの一般に採用されている、基本的かつ不動の諸原則への後退、すなわち回帰、という線にそつた漸次的な転形を意味する、ということである。ハザードが証明しようとして試みていることは、人道主義と社会的公正というマルクス主義の原理に基づいた「人民的裁判」を創造しようとするソビエト人民の志向はユートピア以外の何ものでもないということであり、その理由づけとして、ソビエト権力初期の実現不可能な理想は現実そのものによつて放擲することを余儀なくされ、またその伝統的な基礎を置いたのがフランス・ブルジョア革命であつたところの西欧的裁判実施形態への回帰を余儀なく

されたからとしている。

ハザードのこの考えは、社会主義的法体系とブルジョア的法体系との「綜合」という、西欧で広く宣伝されている反動的ニエトピア的理論の反映にはかならないことを指摘することは困難でない。

したがって、比較法学にかなする問題を精査することの重要性は全く明白である。というのは、そのことが、中傷と虚報によってソビエトの現実を暗黒に描き出し、ソビエト法の真底まで民主的な諸原理にかなする真実を隠し、それと同時に、ブルジョア民主主義の基礎の不動性、その非階級性および社会的中立性にかんする神話を事情に通じていない読者に押しつけることを目的としているブルジョア的な政治・法イデオロギーとの闘争において一定の役割を果すからである。

実践的な側面からいえば、比較考究方法の問題を精査すること〔その必要性〕は、周知のように、ソビエトの法律家および友好的社会主義諸国の法律家が一連の国際的・一国的施設の、比較法学の諸問題にかんする活動に参加していることによっても規定されている。この点に関連して、何よりもまず、法学国際協会 (MAIOH) の名をあげなければならない。一九五五年に創設されたこの協会の目的は、国民的諸法体系の研究および比較方法の利用による法律学の発展の促進、諸国の法律家の会

合の奨励、法律的性格を持った資料、出版物および文書へのアプローチの容易化、比較法研究組織の創立への援助、である。⁽⁴⁾

科学的な社会発展理論の宣伝とソビエト社会の眞の国家的・法的諸原理にかんする情報提供、ブルジョア・イデオロギーとの闘争を目的として、ソビエトの法律家は、比較法国際アカデミー、国際・比較農業法研究所、国際刑法学会、行政学国際研究所その他の活動に積極的に参加している。

ソビエトの法学者およびその他の社会主義諸国の法律家は、比較方法にもとづく法の国際的な研究施設、すなわち、比較法学を教授するための国際学部、ヨーロッパ総合研究所(トリノ)等、に招へいされている。

専門的な法的諸問題および法の諸部門の比較研究にたずさわる国際組織の活動に、ソビエトおよびその他の社会主義国の法律学代表者が積極的に参加しているために、マルクス主義的方法論の立場から比較法的研究方法の任務と本質にかんする問題を全面的に精査し、またブルジョア比較主義の評価およびこれに対する態度におけるきちんとした原則を作りあげることが必要になる、ということは疑問の余地がない。

〔ソ連邦以外の〕社会主義諸国の法律文献において、比較法学をとり扱った一連の考究が公にされていることは、のべておかなければならない。チェコスロバキアにおいては、エル・ブイス

トリツキー、ユ・ボグウシヤーク、ヴェ・クナツプおよびその他の著作がある。ポーランドの文献にはヴェ・ヤクウポーフスキーの論文がある。ハンガリーにはイ・サポーその他の考究がある。

(1) 一九六三年二月七日および一四日にソ連邦科学アカデミー国家・法研究所委員会の会議が開催され、ここにおいてジーフス教授の報告「国家・法にかんする科学における比較考究方法について」が聴取された。報告をめぐる討議には少なからぬ学者が参加した。本章を書くに際し、この討議の資料が部分的に用いられている。

(2) 『マルクス・エンゲルス全集』(大月書店版)、第二巻、一三三ページ。

(3) 『レーニン全集』(大月書店版)、第一巻、一三三、一六三ページ。

(4) イェ・エフ・レオニニューク「法学国際協会」、『外国の国家と法』一九五八年、第一号。

二 この方法の適用範囲

比較研究は、弁証法的に唯物論的な国家と法の諸問題の考究方法を適用する具体的仕方の一つである。このようなアプローチは理論上の諸原理と考究手法・考究の仕方との間に元来存在する緊密な一体性の理解にもとづいている。思想的に政治的原

理によって究極的に規定されないような、中立的な・あらゆる法体系にとつて共通な、法的考究の手法は存在しない。マルクス主義の原理は、この事情を決定的に強調する。党綱領において、弁証法的唯物論は社会と人間の思惟のもっとも一般的な発展法則にかんする科学として性格づけられている。史的唯物論の、内容的に言ってもっとも客観的であり、その意義からしてもっとも革命的なこれらの原理・命題こそ、まさに具体的諸科学の部分的諸方法を作りあげるための基礎をなすものである。

このようにして、比較法的考究方法は、弁証法的唯物論というあらゆる科学に共通な方法に対し、部分的手法の一つとして関係する。

マルクス主義法学は、法形態を物神化し、これに自足的な意義を付与しようとするあらゆる志向を排斥する。というのは、このような志向の上に数多くの政治的・反動的な命題が生い立つからである。諸法体系の比較考究は、法形態とその本質との客観的連関、およびそれらの相互規定性の研究と説明によってのみ基礎づけられうる。

比較法学を専門的・部分的考究方法として規定することは、そのこと自体、比較法学は法学の自律的な一部門であるとする一連のブルジョア法律家たちの主張の根拠を奪うものである。この方法は、あらゆる法学の財産である。比較法学を方法として規

定することは、用語法それ自体の正確化という課題にも役立つにちがいない。ことに「比較法」(сравнительное право)という用語は、まさに比較方法を援用しての法的考究の実施として理解すべきである。「比較法学」[сравнительное правоведение]という用語は、一定の条件つきでその使用が認められうる表現である。⁽¹⁾

とにかく、社会主義法学は、比較方法を、閉鎖的な、自律的な法部門として理解することをも、また、ある超方法もしくは法の唯一の科学的方法として理解することをも排斥する。

本来的な・より正確な意義においては、比較考究方法は、その社会的内容の点で共通もしくは対蹠的な二つ以上の法体系の、類似もしくは相似の制度を自らの客体とする。

この定式を展開すれば、比較考究の客体となりうるのは (a) 社会主義諸国家の法制度 (b) ブルジョア諸国の法律制度 (c) 独立的政治的發展の途上にある諸国の法制度である、とのジーフスの見解に賛同しなければならない。比較法的考究方法の適用範囲がこのように広汎であることは、この方法の内的・構造的性質によって条件づけられている。

論理的側面からすれば、比較法の方法は、相似ではあるが同一ではない多数の客体の徹底的研究に基礎を有している。比較考究方法は、何らかの絶対的に閉鎖的・抽象的なものではな

い。比較方法は、比較言語学、比較解剖学、比較生理学等々にとつてと同じく、法学にとつて欠かすことのできないものである、とのエム・ペ・カレーヴァの見地にはまったく同意しななければならない。

この方法の主要な特質は、科学の個々の部門でこの方法を特殊に適用した場合、その適用が研究対象との関係において具体化されることである。

法の比較考究方法とは、素材を科学的に加工する諸手法の総体を、法への適用において具体化することであつて、そのことは、客体の構造と論理的考究手法の全武器庫を活用する能力との、研究対象それ自体の知識[знание]における不可分の統一を意味する。そのゆえに、その方法を三段論法的推論の単純な適用と解することは一面的であらう。

しかし、問題となるのは事実の研究、良質の素材の準備だけではない。それは重要ではあるが、考究の課題のすべてを尽すものではない。より重要なのは、得られた資料を評価することであり、比較研究という手段を用いて蒐集された素材にもついで下されるであろうところの結論である。

正しい結論は、考究者が自然史的现象としての社会的諸過程を評価し理解するにあたり、科学的諸原理に導かれるという条件のもとではじめて下されうものである。したがって、認識

論的側面からすれば、法現象の比較研究方法は、研究対象の特殊相への適用において論理的諸手法の全体を活用することを要求するばかりでなく、それらの手法をマルクスレーニン主義的社会発展理論の、出発点となる規定的・指導的な諸命題と統一することを要求する。

法の比較研究方法の論理的本性は複雑である。その内部で二つの段階を区別しなければならない。第一段階——これは比較すべき諸事実の対照・研究であり、その行程においては単純な列挙を通じての帰納法、論理的な一致規則等々のような論理的手法が用いられる。しかしながら、論理学においてはたとえば、単純な列挙を通じての帰納、すなわち諸特徴の対照(a₁, a₂, ...)にもとづく比較が「それだけで」終るのに反し、法の比較研究方法にとってはそれは考究の第一部にすぎない。比較研究の客体の本性を規定するためには、研究者自身の大きな作業がさらに必要とされる。

このゆえに、法の比較研究の結果として研究者が到達した評価・結論、これが第二の段階となる。これら二つの契機の一つの中にこそ、比較研究方法の論理的本性の特性がまさに存する。法の比較研究方法は、既知のものによって限定されないばかりか、これによって研究される諸制度についての新しい知識へと導かれる。

比較考究は、一般的なものと具体的なもの、分析と総合、帰納と演繹、差異と一致を弁証法的に統一しなければならぬとの要求にしたがわなければならない。この点に、現実それ自体の弁証法を反映する弁証法的唯物論の対をなす諸カテゴリーが、一面において、現象の諸特徴のうちの一つだけを形而上学的に分離し、絶対化することを認めないし、また他面において、それらの諸特徴をまったく同一視することをも認めないということの、もう一つの証明がある。

以上のべたことから、類似の問題もしくは差異の問題は、一般に法的諸制度の比較研究、特殊に社会主義法の諸制度とブルジョア法の諸制度との比較研究の行程において前景にあらわれると結論することができる。後者の場合には、対蹠的な国家的・法的諸体系の比較研究が前提されている。その際、ブルジョア社会およびその国家的・法的諸原理との比較における社会主義的社会構成体およびその国家的・法的諸原理の優越性を論定することは比較によってのみ可能である。

社会主義諸国の法律家たちは、個々の法体系の間に存する差異を明かにするために、またそれらの間の類似を明かにするために比較が適用されなければならないことを認めている。というのは、何らかの類似点をもつもののみが比較しうるのであって、それらの類似点を解明することなしには差異をも正し

く理解しえないからである。「しかしながら」類似点、共通点を明かにすることこそが科学にとつての主要な関心事であり、また異なる諸国民の法の比較研究のほとんど唯一のそしてまた常に主要な目標であるかのような主張はマルクス主義者のとりうるところではない。全体としての科学の発展は、研究される諸現象および諸過程の特殊相および特性を説明することがその発展にとつてどれほど重要な意義をもつものであるかを十分あきらかに示している。とはいえ、研究され、対照される民族的諸法体系およびそれらの発展の客観的性質に依じて、ある場合には類似点にある場合には相異点に重点が置かれなければならないことはもちろんである。たとえば、社会主義陣営内の様々な諸国の法の比較研究に際し、マルクス主義法律家にとつては類似点、共通の合法則性を明かにすることが特別の興味をひくし、またブルジョア諸国の法の比較研究に際しては、それらと社会主義法との間に存する原理的相異を明かにすることが特別の興味をそそる。このことは、アプローチの仕方が主観的であるからそうなるということではなく、何よりもまずそして主として、あれこれの法体系の客観的に存在する、性質および質によつて説明される。しかしながらこのことは、第一の場合において、比較対象となつている、階級の本質および社会経済的内容の点で類型をひとしくする諸体系のそれぞれに存する特

殊性を視野の外に置いてよいとか、また第二の場合ならば、社会経済的および政治的な内容および使命において原理的相異があつても、同名の法的諸制度の間に一定の類似点が存在することを考慮に入れないでもよいとかいうことは意味しないことを、エル・ブイストリツキー、エス・エリ・ジーフス、エム・ペ・カレーヴァ、ヴェ・クナップその他が正しくも強調している。

その際、このような考究の究極的目標が問題になることはしごく当然である。たとえば、国際私法における発明の諸問題を分析しながら、エム・エム・ボグウスラフスキーは、ブルジョア諸国家のバテント法と社会主義的発明法との間に原理的対照性が存在すると正しく書いている。しかしながら、このような原理的対照性の存在は発明権の相互保護のさまたげになるものでないし、また所与の分野における諸関係の発展を不可能にするものでもない。⁽³⁾ 社会主義立法は、国外における立法技術の達成とこれらの諸関係の規制の経験とを参考にし、またよりよい諸形態が社会主義諸国の利益のために用いられることに関心を抱いている。

イデオロギー的側面からいえば、比較研究方法は類型を異にする諸法体系の根底にある対照的な諸傾向、社会主義的社会制度の優越性、を呈示することを目的とする。

ブルジョア民主主義と社会主義的民主主義との「総合」にか

んする、ブルジョア・イデオログおよびブルジョア法律家の憶説を相手どって深く科学的な、かつ攻撃的性格をおびた暴露を行なうことは、ソビエトの法学者の重要なイデオロギー的任務である。これらの任務に照らしてみると、諸法体系の比較研究方法は、社会主義法体系とブルジョア法体系の社会的使命、内容および役割における根本的相異を説明するために用いられなければならない。類型を異にする法体系に属する諸制度の比較考究を行なうにあたっては、比較される客体の本質的でない側面・特徴と基本的側面・特徴との間の正しい相互関係を明らかにすること、考究される法的客体の、共通ではあるが本質的でない原理と、対蹠性をまさに性格づけるところの指導的な原理との間の正しい相互関係を明らかにすること、が特別の意義を獲得するとの、エス・エリ・ジーフス、エム・ペ・カレヴァその他の意見に賛同しなければならない。

論理的手法としての比較は、複数の考究される客体の中に何らかの類似の特徴があることを前提する。しかし、それらの特徴一つ一つの意義をあきらかにすること、それらの社会経済的内容を説明することは、不可避的に、本性を異にする法体系の根本的相異（すなわち、その客体の特殊相、特質を規定するもの）の検討へと導くであろう。法の比較研究方法を用いる場合に、この方法を具体的Ⅱ社会学的分析と結合する必要性、すな

わち、具体的な法的素材を社会学的アプローチと結合する必要性は重要な側面である。このような結合は、第一に、その社会のおよび経済的内容にしたがって対照されるべき客体をえりわけることができるし、第二に、非本質的な主観的Ⅱ条件的特徴の選別除去にもとづいて法的な諸客体・諸制度を同一視するあやまりを避けることを可能にし、第三に、特にソビエト法とブルジョア法との対比にあたって、法的諸制度に正しい法的・政治的評価を下すことを可能ならしめる。

科学的認識のためには、類似点もしくは相異点を確定するだけでは十分でない。どのような原因があれこれの法制度間の類似もしくは差異を条件づけたのであるかをはつきりさせ、それらの特徴および類似を全面的に分析することが重要である。このことは特に比較方法〔のみ〕によって達成されるのではなく、法制度の歴史学的、社会学的、法律学的分析を保障するところの、科学的方法論のあらゆる手法を用いることによって達成されるのである。

法の比較研究方法は、社会主義諸国の法の領域において特別の意義をもっている。法体系の社会的共通性は、規範的素材の効果的分析を行なうことを可能にするのであり、ことに規範的素材の名称のもとに立法のみでなく、法律の適用の実践をも含めて理解するのであるならばそのように言える。このような併

置、研究は、理論的観点からしても、実践的観点からしても非常に有益である。というのは、それは経験の交流のためにも、またすべての社会主義国で効力を有しているあれこれの法命題もしくは法制度を統一するためにも重要かつ必要な素材をもたらすからである。比較考究方法を用いて社会主義陣営諸国の法体系を研究するならば、社会主義的社会関係を共產主義的なそれに変革するために利用されうる法的諸形態がはつきりとしてくるのである。

比較研究方法と、あれこれの制度の検討に当つての歴史的アプローチとの結合は疑いもなく重要かつ有益であり、このことはあれこれの制度的歴史的比較的研究の可能性を保障するものである。

国家・法現象の研究との関連において歴史的比較的手法が有用であることは、エンゲルスの著作『家族、私有財産および国家の起源』において説得力をもって示されうる。マルクス主義のこの古典的著作は、唯物論の立場から国家・法現象の分野においていかに比較研究を行なうべきかの手本である。この労作においては、様々な民族の最も重要な国家的・法的制度を研究しかつ併置するという手段によつて、国家・法の理論の基本的諸問題が検討されている。その際、基本的諸命題・諸概念の抽出は、さまざまな社会経済構成体の国家と法の研究にも

とづいて定式化されている。

歴史的比較的方法は、一定の歴史的構成体の国家・法の本質と本性、その発展傾向、ある構成体と他の構成体との交替の合法則性等々を説明するために役立つ。比較法学を具體的・社会的な素材および歴史的な素材によつて満たすことは、理論的観点においても、イデオロギー的観点においても極めて重要な課題である。

(1) エス・エリ・ジーフス「国家・法にかんする科学における比較考究方法について」、『ソビエト国家と法』一九六四年、第三号、二六ページ。

(2) エム・エム・ボグタスラフスキー『国際私法における発明の基本的諸問題』モスクワ、一九六〇年、八ページ。

(3) イムレ・サボール『社会主義法』モスクワ、一九六四年、一二五—一五五ページ。

(4) ア・イ・コーサレフ「歴史的法的考究における比較方法の利用について」、『ソビエト国家と法』一九六五年、第三号、七八—八七ページ。

三 法形態の相対的自立性と比較方法

法現象を研究するに際して、比較方法を適用することが可能であるための科学的前提は一体どのようなものであろうか。何

よりもまず、それは、内容に対する法形態の相対的自立性であるが、この自立性は、史的唯物論によって定式化された、土台との関係における上部構造——あらゆる社会的意識形態——の相対的自立性という重要な合法則性によって条件づけられている。

法の相対的自立性は次のような意味で理解しなければならぬ。すなわち、「一」法は経済、社会的現実、の要求の特殊な反映形態であること、「二」法は他の社会的意識形態と相互作用し、この故にマルクス主義哲学のみのもり多い影響のもとに発展し、また自らもマルクス主義哲学のために科学的総括の基礎を作り出すこと、「三」一定の限度内で法形態の継承が可能であること、「四」法は、発展における相対的自立性の故に、新しい社会関係の進歩的、積極的形成・発展をあるいは抑止しあるいは促進しうるということである。

社会関係の規制者としての法は、政治的および経済的次元の諸課題の解決のための、国家の手中に掌握された最も重要な道具である。まさにこの故に、法は、土台に対して反作用をおよぼし、土台の発展および経済・文化の伸長のために好適な条件を創出することをうながす。

自明なことであるが、法の相対的自立性とは、法の、経済による被制約性の否定を意味するのではなく、ある特種な被制約性を意味するのである。社会的生産および一定の所有形態にも

とづく、生産された富の分配の状態としての経済、ならびにこれと結びついた社会的生産過程における人々の照応する諸関係は一つの基礎〔土台〕であって、この基礎の上に、照応する法的上部構造が形成される。この基礎の任務は、経済的および政治的に支配的な階級の利益に奉仕することである。それは、結局のところ、全体としての法とその個々の法制度の特徴と方向をあらかじめ規定する。

経済と法との相互関係における根本的変革は、社会主義的社会構成体の条件においてのみ行なわれる。ほかならぬ社会主義社会において、法が意識的に方向づけられた、計画的な経済発展を反映する。先行するあらゆる社会経済構成体とは異なり、共産主義社会は自然発生的にはなく、マルクスレーニン主義党に導かれた、人民大衆の意識的かつ目的指向的活動の結果として形成される。経済的發展の熟した要求が党によって認知され、党は、社会の發展法則を熟知しながら、物質的・精神的前提の準備・成熟の度合に応じて、共産主義建設のためのあらゆる活動を方向づける。

法の、経済に対する従属性は、また同時に、「法は社会の経済構造およびそれによって制約される文化の發展よりも高度では決してありえない。」ことを意味する。それは、法は任意の社会関係を生み出すことのできる「全能」の道具ではなく、反

対に、社会の経済的および社会的・文化的発展の現実の可能性に適合しなければならぬ、ということである。それは、経済の水準にまだ照応しないような法規範は導入すべきでないということを意味する。なぜならそのような法規範は社会関係の発展を妨げることがあるからである。とはいえ、法規範の創造において立ちおくれてはならない。なぜなら経済的に根拠のある法規範は、新しい諸関係の好調な発展を積極的に促進するからである。

法の相対的自立性は、なぜ古い法形態を利用することが可能であるかを説明する。しかしながら、マルクス主義は、法形態の発展における継承性の契機を絶対化する、観念論的理論を決定的に排斥する。

法形態の摂取の可能性をブルジョア比較法学者はきわめて観念論的に説明する。

ブルジョア法学は、いわゆる法的連続説もしくは法の継続説を打ち出した。⁽²⁾これらの「理論」の本質は、かつて存在していた法概念・法体系と今日存在する法概念・法体系とは継承性によつて結びつけられており、それらは同じ原則を再生産しつつあるとみよふとする点にある。法的概念および原則は、あらゆる社会的・階級的内容を完全に欠いたものとして、すなわち表現される社会関係とは何の関連もなしに存在するものとして解

されている。⁽³⁾まさにこのような立場から、若干のブルジョア法学家は比較法学の任務をも規定しようとして試みている。

法形態は、その純粋な姿態において、すなわち具体的な社会的・政治的諸条件と結びつかない、自足的な現象としては観察されえない。この点と関連して、トルコにおけるスイス立法の摂取（一九二六年）にかんする諸問題の法学国際協会における審議が興味深い。審議では、外国法の摂取はいかなる条件とも関連しておらず、任意の法形態は任意の社会構造、任意の政治体系に適合せしめうるということが証明されるはずであったことはあきらかである。しかしながら、明らかにになったことは、——そしてこのことは若干のブルジョア研究者も認めるところであるが——立法の機械的あてはめとしての外国法の継受は法の創造的發展ではなく、法律の準備、審議および採択の民主的手続の基本的な規則に反し、民族の・地方的特質を無視することになるということであった。継受された法は国家の社会的織物にまざった異物として残るのである。

歴史的には事柄は次のようであった。私有財産および国家の発生と共に発生した法制度は商品社会の諸関係の表現であった。民法の最初の諸制度——交換、売買、抵当、財産上の責任およびその他——は、商品・貨幣関係の発生・強化と結びついた独自の規制の機構である。

私有財産の処分、占有および使用をめぐる諸関係の展開された表現としてのローマ法が、その後のブルジョア立法、ことにナポレオン法典およびドイツ民法典によって採り入れられたことの原因がまさにこの点にあることは、マルクス主義の古典の示す通りである。

社会主義建設および共産主義建設という条件のもとで、共産主義的社会関係への移行のことで商品貨幣関係の若干の制度を利用しなければならぬ必然性は、何故、ブルジョア法に固有の若干の法形態が改造されたかたちでソビエト国家によって利用されるのか、を説明する。

しかしながら述べておかなければならないことは、搾取的法類型のもとで法形態の継受が可能であるのは、搾取社会の社会諸関係の政治的・経済的内容が同一であることによって説明されるということである。

これとは逆に、社会主義国家においては、国家の階級的本性が全く異なり、また法的規制に際して、国家によって与えられている任務が全く異なる——社会主義法は私的所有関係および雇用労働の搾取を根絶すること、ならびに社会主義的社会関係を創り出すことを任務としている——ために、ブルジョア法の継受は完全に排斥される。このゆえに、名称を同じくする若干の法制度が社会主義社会によって利用されても(たとえば

売買、使用貸借、贈与の諸契約および主として民法部門に関連するその他の若干のもの)、それは社会主義国家、社会主義的経済制度、社会主義的法意識の支配の条件のもとにおいて用いられているのであり、全く異なった内容によってみだされているのである。

発展における継承性の問題を、ソビエト法学は一般に念頭に置いていないと考えるとすれば、それは誤りである。社会的意識一般にとってもそうであるように、法イデオロギーにとつて継承性は本来的なものであり、このことは、法イデオロギーの特質である。なぜなら、任意の社会経済構成体は、一切の精神文化および一切の科学的価値物をまったくあらたに作り出すわけではないからである。

しかし、認識の過程として、ソビエト法の継承性とは、何よりもまず、古い概念、原理および形態をマルクス主義的世界観に於て批判的に改造することおよび批判的にわがものにすることを意味する。ソビエト法学は、マルクスレーニン主義の科学的原理に導かれて、階級的立場から継承性の問題にアプローチする。

新しいソビエト立法、なかんずくロシア共和国民法典の立案にあたって、レーニンはブルジョア科学とブルジョア立法に対してどのような態度をとらなければならぬかを示した。ブル

ジョア法学およびブルジョア立法において綿密に作りあげられた諸原理・諸概念を盲目的に利用したり追随したりこれらにすることに對して警告を發しながらも、彼は進歩的の「民主的法形態、すなわち「勤労者の保護」にむけられた諸形態を利用する可能性を否定しなかつた。

『共產主義内の「左翼主義」小児病』でレーニンは、プロレタリアートの独裁は、ブルジョア民主主義の条件のもとで発生したものを含め、ありとあらゆる形態を利用し、それらを共產主義建設にしたがわせなければならない、と書いている。

マルクスレーニン主義の古典のこれらの指摘を総括していうことのできることは、法的形態における継承性は、古い諸概念の新しい構成体への単なる持ちこしでも、古い諸概念、諸原理および諸理論の受動的な借用でも決してない、ということである。

ソビエト法学は、継承性の問題を、簡単なものから複雑なものへの、低級なものから高級なものへの科学的知識の発展・運動の弁証法的理解にかんする一般的な問題の一部分とみなしている。自らの前進的行程において、社会主義法学は先に存在した諸法理論の内容を、単に放擲してかえりみないのでなく、それらを批判的に検討し、「偽りではあるがその当時としては、また発展行程それ自体にとっては不可避免的な觀念論的形態……」の

枠内で達成されたあらゆる価値あるものを選び出すのである。社会主義法はブルジョア法の伝統的諸制度の後継物ではなく、いわんや、アメリカのハザード教授やイギリスの評論家ゾルザ⁽⁷⁾その他が描き出そうと試みているように、自らになじまない諸思想や理論的諸形態を採用しようとするものでもない。

しかし、社会主義法は、ブルジョア革命の時期に個人の自由を擁護するために宣言された民主主義的・人道主義的思想や、勤労者の多年にわたる権利のための闘争の結果として資本主義諸国で確立された法規範を支持する。

継承性の問題は、本質的に、社会主義的内容と、その一般民主主義的な表現形態との相互関係の問題であることを見ることは困難でない。法によって表現される社会関係の本質によって規定される、法的社会主義的な内容は、それがますます完全な民主的形態を常に求めてやまないということに顯著にあらわれる。

このようにして遂に、社会関係の——したがってこの場合、法現象の分野における社会関係の——発展における反復性を客観的に正しく、科学的に理解することが法の比較研究の前提であるということになる。史的唯物論は、歴史には相対的反復性があることを証明している。

これまで、ブルジョア社会学者たちが、唯一の正しい基準を適用することなく、イデオロギー的諸関係の分析、「純粹なか

たちにおける」政治的・思想的の発展、歴史的に効力ある法制度の分析にもつばらたずさわっていた間は、さまざまな国、さまざまな時期に反復される類似の法制度についてのかれらの論議がきわめて記述的な性格をおび、何らの価値をももっていなかった。そのような条件のもとにおいて、科学は最良の場合でもなまの素材の蒐集に従事するだけであって、何らかの予測を下したり、一般に社会諸関係の、特殊に法的諸関係の発展の合法則性を解明したりするには無力であった。歴史的に法的ブルジョア文献は事実の豊富なコレクションの収蔵庫として価値をもっている。ブルジョア法学はさまざまな国における法制度の反復の事実を指摘はしたがその科学的解明を見出さなかった。ベーコンによって発見されミルの論理学においてその理論的仕上げを見出した帰納法は、法の本性とその理想を認識しようとするブルジョア法律家たちの志向の古典的表現であった。その際彼らは、「科学の諸法則」の一般的知識をうるためのあらゆる手続は帰納的手続であるということから出発していたが、それは、ベーコン・ミルの帰納法がそのために十分な手段であるかのような幻想と結びついていた。帰納的システムの論理的諸変種は、集められた経験的な諸資料および諸事実の間の依存関係をあきらかにする手段となりうるし、またそれらに何らかの体系を与えることもできるが、それ以上のものではない。

ところで、法則を定式化すること、科学的知識の発展傾向を規定すること、科学的理論を創り出すことは、直接にはとらえることもその姿をあきらかにすることもできないような諸現象の本質を解明することを前提する。したがって、深い抽象力と経験的素材の限界をのりこえることが必要とされる。科学的理論の形成過程は、現存する範囲の諸現象の概念構成を変更すること、新しい科学的諸抽象を形成すること、正確な科学的基準ののりこえて素材を分析すること等々と結びついている。これらすべてのことが示すものは、帰納的方法は、一定の枠内および一定の歴史的條件のもとにおいて、思惟の論理的基礎としてそれ自体必要でもあり正しくもあるものであるが、科学的社会学の基礎にはなりえなかった、ということである。

このゆえに、マルクス主義法理論は法形態の発展における反復性をきわめて唯物論的に、すなわち、あれこれの法形態が異なる階級的・政治的内容によって満たされ、誰の利益にそれが奉仕しているかという観点から、見る。したがって、反復の外面的徴表があるというだけでは現象の説明にはならないのであって、社会現象を唯物論的に説明する立場からのその本質の不可欠な解明が要求されるのである。

法における相対的反復性のマルクス主義的理解は、類推を通じて結論に到達することを認めている。しかしその際、ブルジ

ヨア比較主義は絶対的の反復性の立場に立っている（その基本的論拠は、ソビエト法はブルジョア法の諸形態を反復するだけである、もしくはブルジョア法の諸形態に接近しつつあるという点にある）。まさに歴史的発展法則についての完全な無知のゆえに、彼らは表面的類推にもとづいて現代ブルジョア法に関連する科学的諸概念を過去および未来に投射するのである。

これとは反対に、マルクス主義文献においては、類推を通じてえられた非難の余地のない結論の例が数多くある。たとえば、パリ・コミューンの経験から出発して、マルクスレーニン主義理論は、類推を通じて、プロレタリアートの独裁の本質、社会主義国家の任務と形態についての科学的に正確な命題を定式化した。マルクス主義法学は、『共産党宣言』において与えられているブルジョア法の本質規定から出発して、同じく類推による結論の形態で法の一般概念を定式化した。

これらすべてのことは、法理論の分野において類推による結論は、類推がおよぼされる国家的・法的諸形態および諸制度の本質的標識がその根底に据えられている時に正しい、ということを示している。したがって、類推を通じての結論の法学における利用は、マルクスレーニン主義の方法論的基礎の上でのみ可能である。

(1) 『マルクス・エンゲルス全集』（大月書店版）、第一九巻、

二二ページ。

(2) エス・エリ・ジーフス『現代帝国主義国家における法形態の発展』、モスクワ、一九六〇年、八一―一二ページ、におけるこれらのブルジョア理論の批判を参照。

(3) ロシアのブルジョア文献においてはベ・キスチャコフスキー「法秩序の連続性」、『法律通報』一九一七年、第一号参照。また、エ・ベネシュ「世界的危機、法的連続性および新しい革命的な法」、『Svobodne Cestkoslovensko』、一九四五年、第一六二号をも参照。この立場の批判は、エム・ア・グリフェル「ヨーロッパ社会主義諸国における法の内容と形態」、『法学』、一九六〇年、第四号、参照。

(4) 『レーニン全集』（大月書店版）、第一九巻、三一―四ページ、第三一巻、三一―六ページ。

(5) 『レーニン全集』（大月書店版）、第三三巻、一九九ページ。

(6) エンゲルス『自然弁証法』、一五七ページ〔ロシア語版〕。

(7) ロシア問題専門家として活動しているヴェ・ゾルザは、かつてイギリスの大新聞の一つ『ガーディアン』紙上でソビエト法に関する一連の記事を公けにした。これらの記事では、ソビエトの新しい立法的アクト（ことに、ソ連邦および連邦構成共和国刑事立法の基礎、ソ連邦および連邦構成共和国刑

事裁判手続の基礎)がゆがめられて記述されている。これらの記事の基本的目的は、イギリスの読者に、ソビエト法は遂にブルジョア法に……接近しつつある(！)ことを確信させることであつた。(たとへば、『ガーディアン』一九六〇年、一月一八日号、一月二八日号、二月一日号、二月一三日号参照)。

[訳者後記]

ここに訳出したのは、В. П. Казимирчук, Право и метод его изучения, Изд. «Юрид. лит.», М., 1965. の第三章「法学における比較研究方法」の第一節である。第二節「ブルジョア比較主義の方法論的破綻」は都合により今回割愛した。ほぼジーフスと同じ立場であつて、ソ連邦の主流の見解といえる。六四年のジーフス論文との関連においては、同論文の個々の論点を敷衍して論述しているといふことができるが、特に、第三項「法形態の相対的自立性と比較方法」が法の継受の問題をとりあつかつて詳細である。